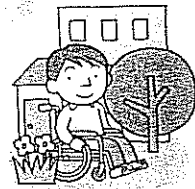


# 障がいがあっても 安心して暮らせる地域へ



## 『出雲市障がい者虐待防止センター』を開設しました

平成24年10月から、障がい者の権利を守る法律「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障がい者虐待防止法）」が施行されました。それに伴い、市では『出雲市障がい者虐待防止センター』を開設しました。『出雲市障がい者虐待防止センター』では、障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人からの届け出を受けての対応や障がい者及び養護者<sup>※1</sup>に対しての相談・指導、その他障がい者虐待の防止に関する啓発活動を行っています。 <sup>※1</sup>養護者とは、障がい者の世話をしている家族・親族・同居人を指します。

### こんなことは虐待になります

- ①**身体的虐待** 体に痛みや傷が生じる暴行を加えること、正当な理由がなく身動きが取れない状態にすること  
例えば・・・なぐる、ける、しぼりつける、閉じこめるなど
- ②**性的虐待** 無理やりわいせつな行為をしたりさせたりすること  
例えば・・・性的暴力、性的行為の強要、わいせつな話をしたり映像を見せるなど
- ③**心理的虐待** 侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で心に苦痛を与えること  
例えば・・・どなる、ののしる、悪口を言う、差別的な扱いをするなど
- ④**放棄・放任（ネグレクト）** 食事や入浴などの身の回りの世話や介助をしないこと  
例えば・・・食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない、不潔な住環境で生活させるなど
- ⑤**経済的虐待** 本人の同意なしに財産や年金、賃金を勝手に使うこと。金銭の使用を制限すること。  
例えば・・・年金や給料を渡さない、勝手に預貯金を使う、日常生活に必要なお金を渡さない。



虐待は、障がい者の生活の場で身近な人によって引き起こされていることが多く、明るみに出にくい傾向があります。また、被害者自身が虐待を受けている自覚がない場合や被害を訴えることができない場合もあります。

周囲の人も虐待に気づいたら、ためらわずに通報することが重要です。『出雲市障がい者虐待防止センター』では、通報を受けると、虐待を受けている障がい者の安全確保だけでなく、地域の中で自立した生活ができるよう継続的な障がい福祉サービスの利用や就労関係機関とも連携をとっていきます。

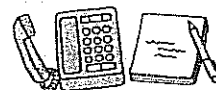
障がい者の虐待にかかわる通報や養護者の支援に関する相談等は『出雲市障がい者虐待防止センター』まで

【 平日(月～金曜日) 8時30分～17時15分 】 出雲市役所 福祉推進課内

TEL:(0853)21-6905 FAX:(0853)21-6598 E-mail:fukushi@city.izumo.shimane.jp

【 休日(土・日・祝日)・夜間 】

出雲市役所代表 TEL:(0853)21-2211 FAX:(0853)21-6590



★虐待に気づいたらどんな小さなことでも通報してください。

通報や届け出をした人の情報は守ります。あなたの通報が早期発見・早期対応につながります。